

令和6年度平塚市住民税非課税世帯向け給付金のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

DV等で住所地※²以外に避難中の方も、令和6年度平塚市住民税非課税世帯向け給付金をご自身が受給できる可能性があります。

- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、平塚市から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、平塚市へ申請が必要です。
- 申請に必要な書類等を御用意いたしますので、下記のコールセンターへお問い合わせください。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

「世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯」に該当する避難世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給します。

なお、18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）が同伴者にいる場合、1人当たり2万円を加算して支給します。

また、基準日（令和6年12月13日）の翌日以降に生まれたお子さんも加算対象になる可能性があります。詳しくは給付金コールセンターまでお問い合わせください。

申請先

平塚市福祉総務課

（給付金特設窓口：市役所本庁舎1階）

申請期限

令和7年5月31日（土）

（当日消印有効）

お問い合わせ

平塚市福祉総務課福祉総務担当



0463-71-6632

受付時間 平日8:30～17:00

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、福祉総務課にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、平塚市から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身と同伴者の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続き が必要ですか？

A 福祉総務課にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」等の必要書類をご提出ください。



令和6年度平塚市住民税非課税世帯向け給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。